

A. 本月九日頃別記ノ如キビジヲ作成工場附近所内ニ頒布セリ  
 B. 依然トシテ工場正向前ノ見張ヲ高セル外特異ノ行動ナク全ク  
 持久的対峙ノ状態ナリ

(2) 事業主側

特異ノ行動ナレ

一、警密事故

本月五日午後八時頃工場内休憩室ニ投石シタル者アリ争議團  
 員ノ所為ト認メラル、ヲ以テ取調中

為及中(通)報候也

別記

この日のこの日の  
 見よ女の果慮を!!

本所南富川山本イミ工場主の態度を今日迄色々後業員に報告  
 可山本の不機嫌を聞くと働かぬれ勤続者に甘株券も與ふ待遇もよくてやるべ  
 甘言草で机上空言金を使ひ一水主人は十八年七働かせ今日になつて之を以  
 大抵ハナシの様にしり、前日言葉を東切り極く傾力の解雇を山本と一水に勤めに  
 引掛してこの言葉の傍り中へ投げ込まんとするが、山本の所階を脱出せし  
 じた、吾の解雇される理由がな、この大げさな解雇に絶対反対だ、工場主  
 は吾の心及びする所は解雇の我斗草席をいふ、この同志を責むる所とない、解雇取  
 工を解雇して菓子煙草、これは働かぬでたまへて脱出する様にしたのだ、と一水に議に  
 たつた分は莫大に責められ、吾はたゞの責めである、吾は決然船隻候を  
 持ち、彼があるまで止まらぬ、吾は山本に同じで叱咤する、人形五徳は  
 又山の解雇となつたか金借債執の山本工場主の態度が吾の吾の行動が此か  
 御批判を、

日事労働組合總聯合会  
 山本イミ事務本部